**平成３０年（フ）第３５９号**
千葉県我孫子市下ケ戸702番地(101号)　シャルマンコリーヌ
債務者　菅原　正治
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第１１６号**
熊本市東区小山町1920番地７
債務者　嶽本　香織（旧姓清田）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成３０年（フ）第１８３号**
千葉県我孫子市布佐847番地の３
債務者　横山　昌弘
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成３０年（フ）第２１５号**
静岡県浜松市中区高町115番地の13　２Ｆ
債務者　鈴木　幸男
法定代理人成年後見人　鈴木美津子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成３０年（フ）第３４３７号**
東京都品川区北品川１丁目７－２－1001
債務者　鹿取　桂子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３４４３号**
東京都西東京市田無町２丁目17－８－204
債務者　小山内真奈美
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３４４４号**
東京都西東京市田無町２丁目17－８－204
債務者　小山内友梨亜
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３４４５号**
東京都江戸川区東葛西８丁目５－５－201
債務者　小澤　益美
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３４７６号**
東京都新宿区西早稲田３丁目19－５－407
債務者　細田　亜美
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３４９６号**
東京都大田区大森本町２丁目20－12－402
債務者　小野寺正晴
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３４９９号**
東京都荒川区南千住３丁目11－10－102
債務者　伊藤　徳男
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３５０１号**
東京都練馬区西大泉５丁目16－13　木乃池プラザ西大泉１－203
債務者　新尾　茂
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３５０３号**
東京都新宿区若葉１丁目２－６　メゾン小梅
債務者　押野　博子
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３５０５号**
東京都葛飾区新小岩４丁目14－11－402
債務者　西野　聡
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３５２４号**
東京都中野区白鷺２丁目50－18－1837
債務者　石澤　良能
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第３５３５号**
東京都大田区大森南２丁目１－５－203
債務者　佐々木政泰
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部